

回 覧		年 月 日 ()				
会 長	常務理事 兼事務局長	センター所長	事務部長	検査員	事務職員	担 当

畜 第 459 号
令和元年 9 月 30 日

一般社団法人岩手県獣医師会長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県農林水産部長



令和元年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について
このことについて、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生防止に万全を期すため、下記事項が飼養者に徹底されるよう、会員等を通じ、周知・指導に御協力いただくようお願いいたします。

記

- 1 家きん飼養農場において飼養衛生管理基準を遵守すること。
農場自らが、常日頃から、別添通知の「家きん農場における飼養衛生管理チェック表」を活用するなどにより、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行い、万一、改善を要する事実を確認した場合、速やかに必要な措置を講じること。
- 2 特に、野生動物等の侵入防止対策、異状確認時の早期通報を重要視し、次の事項を徹底すること。
 - (1) 防鳥ネットの設置・修繕等による野鳥の侵入防止対策及び農場におけるネズミ等野生動物の駆除を徹底すること（別添通知の記1関係）。
 - (2) 飼養家きんの毎日の健康観察を入念に行い、同一の家きん舎内において、その日の死亡率が過去21日間の平均の死亡率の2倍以上となった場合、その他高病原性鳥インフルエンザや低病原性鳥インフルエンザを疑う症状等が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報すること（別添通知の記2関係）。

